

半期報告書

(第14期中) 自 平成30年4月1日
至 平成30年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
4 【経営上の重要な契約等】	11
5 【研究開発活動】	11
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【中間連結財務諸表等】	18
2 【中間財務諸表等】	52
第6 【提出会社の参考情報】	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	67
第1 【保証会社情報】	67
第2 【保証会社以外の会社の情報】	67
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	67
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	69
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	69
第3 【指数等の情報】	70
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年12月25日
【中間会計期間】	第14期中（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目3番6号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
営業収益 (百万円)	431,655	400,076	442,838	907,595	972,076
経常利益 (百万円)	21,909	20,239	22,264	7,849	8,593
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	14,424	28,912	14,597	11,224	19,813
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	19,142	29,479	15,548	16,483	24,332
純資産額 (百万円)	209,430	236,251	246,653	206,772	231,104
総資産額 (百万円)	1,325,951	1,508,123	1,651,783	1,418,351	1,532,372
1株当たり純資産額 (円)	1,600.99	1,806.54	1,884.92	1,579.85	1,765.61
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	110.95	222.40	112.29	86.34	152.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.7	15.6	14.8	14.5	15.0
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△205,597	△86,905	△146,434	△257,302	△42,047
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△12,123	△13,903	△14,757	△20,412	△23,339
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	249,444	103,758	128,586	312,993	99,980
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	104,701	111,205	110,313	108,256	142,848
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9,915 (2,551)	10,123 (2,546)	10,313 (2,655)	9,911 (2,612)	10,183 (2,654)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日	自平成30年 4月1日 至平成30年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日	自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日
営業収益 (百万円)	419,561	388,316	430,347	883,915	948,733
経常利益 (百万円)	20,964	22,002	20,345	1,865	7,056
中間(当期)純利益 (百万円)	14,179	31,575	14,121	7,670	21,018
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	192,812	217,879	221,443	186,303	207,321
総資産額 (百万円)	1,298,492	1,479,753	1,622,639	1,391,462	1,506,396
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.8	14.7	13.6	13.4	13.8
従業員数 (人)	2,056	2,095	2,151	2,043	2,085

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、前中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり、主要な関係会社に異動が生じております。

高速道路事業

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株) (連結子会社) が(株)東京ハイウェイの株式を売却したため、また中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株) (連結子会社) がティーシーメンテナンス(株)及び(株)高速保全の株式を売却したため、当該3社を持分法適用関連会社から除外しております。

その他(関連)事業

平成30年7月5日付で、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献、並びに当社収益事業展開等を目的として、(株)鈴生との共同出資により中日本ファームすずなり(株)を設立し、同社を当社の持分法適用関連会社としております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 中日本ファームすずなり(株) (注2)	浜松市 浜北区	70	その他(関連) 事業	39.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当社と(株)鈴生との共同出資により平成30年7月5日に中日本ファームすずなり(株)を設立し、同社を当社の持分法適用関連会社としております。

また、当中間連結会計期間において持分法適用関連会社であった(株)東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス(株)及び(株)高速保全の株式を売却したため、当該3社は提出会社の関係会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
高速道路事業	9,293	(1,610)
休憩所事業	558	(980)
その他(関連)事業	117	(65)
全社(共通)	345	(0)
計	10,313	(2,655)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	1,718
休憩所事業	18
その他 (関連) 事業	70
全社 (共通)	345
計	2,151

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 全社 (共通) には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、輸出や生産の持ち直しが続き、雇用・所得環境等が改善する等、緩やかな回復傾向が続きました。また、個人消費や民間企業設備投資等国内需要も持ち直しており、好循環が進展しています。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等、先行きは依然として不透明な状況となりました。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や、人口減少、社会インフラの老朽化、情報通信技術（ICT技術）の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化20年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」の3年目を迎え、経営方針に掲げた「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」を着実に進めてまいりました。

高速道路の安全性向上については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた今後の取組み方針を「安全性向上への5つの取組み方針」として定め、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでまいりました。

技術開発については、道路構造物の点検の高度化に資する「高速画像処理を用いたトンネル内点検技術」や、構造物の長寿命化に資する橋梁の鉄筋等の金属腐食の抑制を目的とした新たな凍結防止剤の開発、交通規制を伴う高速道路上の作業をはじめとした作業員の安全を確保するための技術開発等をグループ一体となって進めてまいりました。

地域活性化への貢献については、昨年度から継続して地域とのコミュニケーションの強化等の地域連携活動に取り組むとともに、地域支援に関する研修を開催し地域の課題解決に貢献できる人財の育成を行ってまいりました。

経営基盤の強化としては、業務プロセスを見直すことによる業務効率化や、自律的に考え行動する人財の育成等を通して、グループ全体の生産性の向上に取り組んでまいりました。

「安全性向上3カ年計画」に基づく道路構造物の安全対策は平成27年度で完了しましたが、中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故を決して忘れることなく、引き続き、事故のご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

こうした中、当社グループの当中間連結会計期間の営業収益は442,838百万円（前年同期比10.7%増）、営業利益は21,417百万円（同9.4%増）、経常利益は22,264百万円（同10.0%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は14,597百万円（同49.5%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(高速道路事業)

建設事業については、新東名高速道路（厚木南インターチェンジ～伊勢原ジャンクション間）4km、中部横断自動車道（新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間）21km、新名神高速道路（新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション間）23km、及び東海環状自動車道（大安インターチェンジ～東員インターチェンジ間）6km

は、平成30年度内の開通に向けて、また東海北陸自動車道（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）41kmは、同年度内の4車線化の完成に向けて事業を推進しました。

平成31年度以降の開通予定区間である新東名高速道路（伊勢原ジャンクション～御殿場ジャンクション間）等についても、着実に事業を推進しました。

また、昨年度に事業範囲を拡大した名古屋第二環状自動車道及び東海環状自動車道の一部区間についても、早期開通を目指し、国土交通省と協力し着実に事業を推進しました。

お客さまの利便性の向上と地域との連携強化のため、平成30年4月15日に中央自動車道富士吉田西桂スマートインターチェンジ（山梨県富士吉田市）の東京方面を整備し、平成30年8月6日に同スマートインターチェンジの河口湖方面及び平成30年6月24日に名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジ（岐阜県養老郡養老町）を整備し、運用を開始しました。

保全・サービス事業については、高速道路の機能を最大限に発揮させ、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを24時間365日提供するための各種業務を行っています。

構造物の老朽化等による損傷が発生しているため、「高速道路リニューアルプロジェクト」として橋梁やトンネル等の道路構造物の大規模更新・大規模修繕事業を進めています。

大規模地震発生時においても甚大な被害を防ぐため、橋梁等の道路構造物の耐震補強を進めています。

道路構造物の計画的な保全のため、日々の高速道路の巡回により、道路構造物の状態を確認するほか、法令に基づき5年に1度、橋梁やトンネル等構造物を近接目視等による詳細点検を行っています。また点検により損傷が確認された構造物は、補修計画を策定し早期の補修に取り組んでいます。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故につながる恐れのある重量超過等車両制限令に違反する車両に対して平成27年度から重量違反車両の取り締まりを強化し、厳しい措置命令の導入や特に悪質な違反者に対する警察への告発等、違反車両の撲滅に取り組みました。また、平成29年度から車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引の割引停止強化や、自動計測装置の整備を進め、重量違反車両の常時取り締まりに取り組んでいます。

渋滞対策として、東名高速道路大和トンネル付近や中央自動車道小仏トンネル付近、東海北陸自動車道 五箇山インターチェンジ～小矢部砺波ジャンクションで付加車線設置等交通混雑を緩和する対策を進めています。

交通事故対策として、暫定2車線区間の正面衝突事故防止に向け、ワイヤーロープ設置区間の拡充、逆走対策並びに高機能舗装やガードレールの改良、高輝度レーンマークの整備等走行環境を改善する対策と、交通安全のPR活動といったお客さまの安全意識の向上につながる対策を進めています。

大規模災害時のネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルートを確認するため、防災訓練の実施や関係機関との連携強化及び復旧に必要な資機材の備蓄等を進めています。

こうした中、営業収益は410,703百万円（前年同期比11.1%増）、営業利益は18,157百万円（同11.9%増）となりました。

また、当中間連結会計期間の通行料金収入は353,305百万円（同1.2%増）でした。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含まます。

（休憩所事業）

休憩所事業については、各サービスエリアで、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、地元と連携した取組み等、特徴と魅力あるサービスエリアづくりを展開しました。

北陸自動車道 小矢部川サービスエリア（下り線）、東名高速道路 牧之原サービスエリア（下り線）等、既存サービスエリアにおいては、お客さまニーズをとらえた店舗の配置の見直しやコンビニの新設、コインシャワーの増設等、各種サービスを充実させることによるリニューアルを進め、利便性を向上させました。

また、沿線地域の方々にもサービスエリアをご利用いただけるよう、一般道からの出入り口「ぶらっとパーク」を、新たに東名高速道路 富士川サービスエリア（下り線）に整備しました。このほか、地元農産物の販売、地域食材を使用した地産地消メニューの充実、地域住民参加型のイベントの開催等、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

こうした中、営業収益は16,887百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益は3,436百万円（同8.1%増）となりました。

（その他（関連）事業）

その他（関連）事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業等の事業を営んでいます。

観光振興事業については、地方自治体と連携した高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン（企画割引）のほかに、昨年度より本格的に開始した観光施設等と連携した企画割引と施設の入園等がセットになった商品を拡充し、62プランを販売しました。また、旅行会社と連携した企画割引と宿泊のセット商品以外に、

当社と宿泊施設が直接提携した宿泊プランを平成30年9月から開始し、8プランを販売しました。さらに、フォトログイニング等の地域の魅力をPRするイベントや地域誘客キャンペーン開催等に取り組むとともに、高速道路の建設現場や管理施設等の見学を組み込んだ旅行ツアー商品を募集販売しました。

地域開発事業については、東海環状自動車道 土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」で、お客さま感謝イベント、キャンペーンの実施等誘客に努めました。また、温浴事業等へ続くⅡ期開発として、平成30年11月に自動車販売整備等を行う新規テナントを開業させました。社宅跡地を活用した宅地開発分譲事業は、ハウスメーカーや不動産会社と共同で宅地造成等現場工事に着手しました。

海外事業については、日本高速道路インターナショナル(株) (持分法適用関連会社) 等と協力して、アジア・欧米等の高速道路事業に係る現地調査や事業参画に向けた関係機関との協議を行いました。ベトナム国においては、昨年度参入した有料道路・フリーバイパス事業と同じく昨年度FECON社及び同社のグループ会社と締結した戦略的パートナーシップ協定を起点として、同国への技術移転や道路整備に向けた共同検討を実施しました。

また、昨年度に引き続き、ベトナム、キルギス国等において4件のコンサルティング業務を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めるとともに、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介する等、国際貢献にも努めました。

このほか、新たな取組みとして、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献、並びに当社の収益事業展開等を目的として、静岡県浜松市内において野菜(レタス及び枝豆)の栽培を開始しました。

また、運輸業界におけるトラックドライバーの長時間労働の改善や労働力確保等の課題解決の一助として、遠州トラック(株)と共同で、中継物流拠点を新東名高速道路 浜松サービスエリア(下り線)敷地内に整備し、平成30年10月3日から運営を開始しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は15,262百万円(前年同期比9.2%増)、営業損失は179百万円(前年同期は営業利益173百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益21,454百万円に加え、減価償却費10,635百万円等による増加があった一方、たな卸資産の増加額139,637百万円、仕入債務の減少額33,211百万円等による減少があったため、営業活動によるキャッシュ・フローは、146,434百万円の資金支出(前年同期比68.5%増)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属することとなる資産の増加によるものです。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

料金機械、ETC装置等の設備投資15,137百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、14,757百万円の資金支出(前年同期比6.1%増)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債償還による支出54,413百万円等による減少があった一方、道路建設関係社債発行による収入166,227百万円等による増加があったため、財務活動によるキャッシュ・フローは、128,586百万円の資金収入(前年同期比23.9%増)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ892百万円減少し、110,313百万円(同0.8%減)となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメントの業績に関連付けて記載しています。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てています（協定については、前事業年度の有価証券報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」及び後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営への備えとして積み立てていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、ゴールドデンウィーク等を含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事等の影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。ただし、財政投融资を活用した東海環状自動車道の整備促進事業の追加等に伴い、平成30年度に当社が負担した一部の借入金債務及び債券債務については、債務の引受けにあたり調達時期が古い債務に先んじて選定される可能性があります。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

③ 安全対策・サービス高度化積立金の創設

第13回定時株主総会（平成30年6月26日開催）において、高速道路の安全対策やお客さまに対するサービスの高度化に資する事業に活用することを目的として、高速道路事業に係る厚生年金基金の代行返上益から21,008百万円を充当し、「安全対策・サービス高度化積立金」を設けました。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しています。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しています。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上していますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

(3) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しています。

(4) 当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間連結会計期間における全事業の営業収益は442,838百万円（前年同期比10.7%増）、営業費用は421,421百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は21,417百万円（前年同期比9.4%増）となり、前中間連結会計期間と比較し、増収・増益となりました。一方、親会社株主に帰属する中間純利益は14,597百万円（前年同期比49.5%減）となり、前中間連結会計期間と比較し、減益となっています。これは、前中間連結会計期間に厚生年金基金代行返上益22,394百万円を特別利益として計上していたことによるものです。

当中間連結会計期間のセグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。

（高速道路事業）

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益は410,703百万円（前年同期比11.1%増）となりました。営業収益が増加した主な要因は、道路資産完成高及び料金収入がともに増加したことによるものです。道路資産完成高が増加したのは、東海北陸道4車線化事業等、機構への道路資産引渡額が大きかったことによるものです。料金収入については、特に大型車の交通量が昨年度に引き続き堅調に推移したこと等を反映して4,330百万円の増加となっています。一方、営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の増加、道路資産完成原価の増加等により、392,546百万円（前年同期比11.1%増）となりましたが、営業利益は18,157百万円（前年同期比11.9%増）となりました。これは料金収入の増加額が賃借料の増加額を上回ったことにより営業利益についても増益となったものです。なお、管理費用等は着実な業務執行により、前中間連結会計期間とほぼ同額となっています。

（休憩所事業）

当中間連結会計期間における休憩所事業の営業収益は16,887百万円（前年同期比2.3%増）となりました。これは、当社の連結子会社が非連結子会社を吸収合併したこと等により増加したものです。営業費用は、前中間連結会計期間とほぼ同額の13,451百万円（前年同期比0.9%増）となりました。これは先述の非連結子会社の吸収合併により増加した一方、商業施設の維持管理費用が減少したためです。その結果、当中間連結会計期間における休憩所事業の営業利益は3,436百万円（前年同期比8.1%増）となりました。

（その他（関連）事業）

当中間連結会計期間におけるその他（関連）事業の営業収益は15,262百万円（前年同期比9.2%増）、営業費用は15,441百万円（前年同期比11.9%増）となり、この結果、営業損失は179百万円（前年同期は営業利益173百万円）となりました。これは、国・地方公共団体から受託した工事出来高が増加した一方で、社宅跡地を活用した不動産開発事業の分譲がなかったこと等によるものです。

4 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、新東名高速道路の6車線化事業、多気スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等事業の追加等に伴い、平成30年8月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しています。これらの協定においては、料金収入及び事業費の計画等が変更されています。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業等に係る技術開発を行っています。かかる技術開発の基本方針は、①安全を確保する効果的・効率的な道路保全、②安全で円滑な使いやすい高速道路、③災害に強く安全なネットワーク、④地球環境を保全する取組み、⑤国内外で活用される技術の構築・展開、の実現です。

これらの基本方針に基づき、①点検業務の高度化、②ライフサイクルコストの低減や品質確保、工期短縮等につながる大規模更新・大規模修繕技術、③ICTの活用や自動運転を支援する道路インフラ技術による交通安全支援・交通渋滞緩和技術、の3点を重点技術として設定して開発に取り組んでいます。

主たる研究活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っています。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、634百万円です。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、436百万円です。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに56,889百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島～ 三重県度会郡大紀町崎 新設	平成30年9月	2,775
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	山梨県富士吉田市上暮地 （富士吉田西桂スマートインターチェン ジ） 改築	平成30年4月	4,404
		平成30年8月	
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	岐阜県養老郡養老町橋爪南川原 （養老サービスエリアスマートインター チェンジ） 改築	平成30年6月	805
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県郡上市白鳥町那留～ 岐阜県高山市清見町夏厩 改築	平成30年6月	30,009
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成30年6月	17,339
		平成30年9月	
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房 峠道路））	修繕	平成30年6月	9
		平成30年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成30年6月	107
		平成30年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	特定更新工事	平成30年6月	1,438
		平成30年9月	
合計			56,889

（注）1．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2．道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成30年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産です。

(平成30年9月30日現在)

区分		賃借料(百万円) (注1)(注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	467,720 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	269
合計		467,989

(注) 1. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。

3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成30年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成30年12月25日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(5)【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 （%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,300,000	—

② 【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 143,033	※2 110,497
高速道路事業営業未収入金	76,309	79,839
未収入金	7,082	※5 10,118
有価証券	49	—
たな卸資産	972,902	1,112,901
その他	41,951	50,216
貸倒引当金	△9	△8
流動資産合計	1,241,321	1,363,564
固定資産		
有形固定資産		
土地	120,831	120,743
その他(純額)	142,572	138,074
有形固定資産合計	※1, ※3 263,404	※1, ※3 258,817
無形固定資産	10,034	11,718
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 16,491	※2 16,577
貸倒引当金	△543	△504
投資その他の資産合計	15,947	16,073
固定資産合計	289,386	286,609
繰延資産	1,664	1,609
資産合計	※2 1,532,372	※2 1,651,783
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	118,324	90,927
未払法人税等	942	8,397
引当金	3,482	3,869
その他	56,109	※5 50,006
流動負債合計	178,858	153,201
固定負債		
道路建設関係社債	※2 936,740	※2 1,048,848
道路建設関係長期借入金	83,623	100,384
長期借入金	7	581
引当金	8,427	8,844
退職給付に係る負債	63,250	63,147
その他	30,361	30,120
固定負債合計	1,122,409	1,251,928
負債合計	1,301,267	1,405,129

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	72,177	72,173
利益剰余金	108,414	123,012
株主資本合計	245,592	260,186
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	41	57
為替換算調整勘定	2	△2
退職給付に係る調整累計額	△16,106	△15,201
その他の包括利益累計額合計	△16,062	△15,146
非支配株主持分	1,574	1,613
純資産合計	231,104	246,653
負債純資産合計	1,532,372	1,651,783

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業収益	400,076	442,838
営業費用		
道路資産賃借料	248,750	250,913
高速道路等事業管理費及び売上原価	90,697	129,296
販売費及び一般管理費	※1 41,052	※1 41,211
営業費用合計	380,500	421,421
営業利益	19,576	21,417
営業外収益		
受取利息	2	3
土地物件貸付料	112	104
負ののれん償却額	171	171
持分法による投資利益	10	360
その他	384	233
営業外収益合計	681	872
営業外費用		
支払利息	11	15
その他	6	8
営業外費用合計	17	24
経常利益	20,239	22,264
特別利益		
固定資産売却益	※2 15	※2 2
投資有価証券売却益	4	—
厚生年金基金代行返上益	22,394	—
その他	0	—
特別利益合計	22,415	2
特別損失		
固定資産売却損	※3 65	※3 19
固定資産除却損	※4 125	※4 198
投資有価証券売却損	—	426
減損損失	※5 254	※5 126
その他	0	42
特別損失合計	445	812
税金等調整前中間純利益	42,209	21,454
法人税、住民税及び事業税	6,525	7,323
法人税等調整額	6,761	△501
法人税等合計	13,287	6,822
中間純利益	28,922	14,632
非支配株主に帰属する中間純利益	9	34
親会社株主に帰属する中間純利益	28,912	14,597

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純利益	28,922	14,632
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	17
退職給付に係る調整額	544	900
持分法適用会社に対する持分相当額	8	△1
その他の包括利益合計	557	916
中間包括利益	29,479	15,548
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	29,469	15,513
非支配株主に係る中間包括利益	9	34

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	72,245	88,601	225,847
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			28,912	28,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	28,912	28,912
当中間期末残高	65,000	72,245	117,514	254,759

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	54	—	△20,521	△20,466
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4	—	552	557
当中間期変動額合計	4	—	552	557
当中間期末残高	59	—	△19,968	△19,909

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,391	206,772
当中間期変動額		
親会社株主に帰属する中間純利益		28,912
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9	567
当中間期変動額合計	9	29,479
当中間期末残高	1,401	236,251

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	72,177	108,414	245,592
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			14,597	14,597
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4		△4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	△4	14,597	14,593
当中間期末残高	65,000	72,173	123,012	260,186

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当期首残高	41	2	△16,106	△16,062
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	15	△4	905	916
当中間期変動額合計	15	△4	905	916
当中間期末残高	57	△2	△15,201	△15,146

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,574	231,104
当中間期変動額		
親会社株主に帰属する中間純利益		14,597
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	38	954
当中間期変動額合計	38	15,548
当中間期末残高	1,613	246,653

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	42,209	21,454
減価償却費	10,373	10,635
減損損失	254	126
持分法による投資損益 (△は益)	△10	△360
賞与引当金の増減額 (△は減少)	399	387
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	571	478
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△51	△38
退職給付に係る資産又は負債の増減額	△22,432	499
受取利息及び受取配当金	△9	△10
支払利息	552	348
固定資産売却損益 (△は益)	49	16
固定資産除却損	397	297
売上債権の増減額 (△は増加)	33,107	△2,577
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△137,712	△139,637
仕入債務の増減額 (△は減少)	△33,843	△33,211
未払又は未収消費税等の増減額	17,071	△7,757
その他	5,131	3,395
小計	△83,942	△145,953
利息及び配当金の受取額	130	33
利息の支払額	△355	△384
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,738	△129
営業活動によるキャッシュ・フロー	△86,905	△146,434
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	△0
定期預金の払戻による収入	11	—
有価証券の売却及び償還による収入	—	50
投資有価証券の取得による支出	△235	△40
投資有価証券の売却及び償還による収入	6	304
固定資産の取得による支出	△13,604	△15,137
固定資産の売却による収入	70	18
その他	△150	48
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,903	△14,757
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	259	17,845
長期借入金の返済による支出	△50	△750
道路建設関係社債発行による収入	154,739	166,227
道路建設関係社債償還による支出	△50,840	△54,413
その他	△350	△321
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,758	128,586
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,948	△32,607
現金及び現金同等物の期首残高	108,256	142,848
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	71
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 111,205	※ 110,313

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△50,840百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△137,712百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額20,097百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△54,413百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△139,637百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額56,889百万円が含まれております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 10社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)

FCC Infrastructure Investment Joint Stock Company

(株)NEXCOシステムズ

(株)高速道路総合技術研究所

(株)NEXCO保険サービス

ハイウェイ・トール・システム(株)

日本高速道路インターナショナル(株)

中日本施設管理(株)

(株)デーロス・ジャパン

中日本ファームすずなり(株)

当中間連結会計期間から、新規設立により中日本ファームすずなり(株)を持分法適用の関連会社としております。また、(株)東京ハイウェイ、ティーシーメンテナンス(株)及び(株)高速保全の株式を売却したため、当該3社を持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の現実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産及び負債は、在外関連会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間連結会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,487百万円は「投資その他の資産」の「投資その他の資産」へ、「流動負債」の「その他」0百万円は「固定負債」の「その他」へそれぞれ組替えを行っております。そのうち、「投資その他の資産」の「投資その他の資産」と「固定負債」の「その他」534百万円を相殺して表示しております。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「原因者負担収入」及び「還付加算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「原因者負担収入」84百万円、「還付加算金」208百万円、「その他」91百万円は、「その他」384百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
	145,919百万円	152,952百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
道路建設関係社債	936,740百万円 (額面額 936,740百万円)	1,048,848百万円 (額面額1,048,848百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,141,071百万円	942,965百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産	101百万円	94百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	45百万円	45百万円
その他(構築物)	27百万円	27百万円
その他(機械及び装置)	190百万円	190百万円
その他(車両運搬具)	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
機構	511,000百万円	511,000百万円
西日本高速道路㈱	9百万円	9百万円
計	511,009百万円	511,009百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
機構	1,178,121百万円	980,065百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が54,413百万円（額面額）（前連結会計年度 道路建設関係社債223,551百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金35,323百万円）減少しております。

※5 消費税等の取扱い

前連結会計年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
給与手当・賞与	5,019百万円	4,841百万円
役員退職慰労引当金繰入額	33百万円	36百万円
賞与引当金繰入額	820百万円	835百万円
退職給付費用	1,089百万円	945百万円
業務委託費	1,861百万円	1,927百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	8,947百万円	8,671百万円
利用促進費	14,406百万円	14,323百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
有形固定資産		
土地	15百万円	－百万円
その他(構築物)	－百万円	0百万円
その他(機械及び装置)	－百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	1百万円
その他(工具、器具及び備品)	－百万円	1百万円
計	15百万円	2百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
有形固定資産		
土地	18百万円	12百万円
その他(建物)	46百万円	4百万円
その他(構築物)	－百万円	2百万円
その他(機械及び装置)	－百万円	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	0百万円	0百万円
無形固定資産	－百万円	0百万円
計	65百万円	19百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日)
有形固定資産		
その他(建物)	97百万円	132百万円
その他(構築物)	15百万円	63百万円
その他(機械及び装置)	0百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	6百万円	2百万円
無形固定資産	4百万円	0百万円
計	125百万円	198百万円

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

場所	用途	種類
東京都町田市等	各事業共用固定資産	建物及び構築物等

当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業との関連が明確でない資産については各事業共用固定資産としております。

前中間連結会計期間において、各事業共用固定資産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失254百万円（うち建物245百万円、構築物6百万円及びその他2百万円）として特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

場所	用途	種類
三重県津市等	各事業共用固定資産	建物及び構築物等
東京都大田区等	休憩所事業固定資産	建物、構築物及び工具器具備品等

当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業との関連が明確でない資産については各事業共用固定資産としております。

当中間連結会計期間において、各事業共用固定資産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額しております。また、休憩所事業固定資産のうち、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額しております。当該減少額を減損損失126百万円（うち建物118百万円、構築物1百万円、工具器具備品4百万円及びその他1百万円）として特別損失に計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	111,390百万円	110,497百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△184百万円	△184百万円
現金及び現金同等物	111,205百万円	110,313百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1年内	440,054百万円	461,318百万円
1年超	16,679,311百万円	16,406,848百万円
合計	17,119,366百万円	16,868,166百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1年内	384百万円	379百万円
1年超	829百万円	811百万円
合計	1,213百万円	1,190百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	143,033	143,033	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	76,309	76,309	—
(3) 未収入金	7,082	7,082	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	350	360	10
②その他有価証券	189	189	—
資産計	226,966	226,976	10
(1) 高速道路事業営業未払金	118,324	118,324	—
(2) 未払法人税等	30,441	30,441	—
(3) 流動負債その他（未払金）	942	942	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	936,740	937,052	312
(5) 道路建設関係長期借入金（1年以内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	83,829	83,810	△18
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	732	732	—
負債計	1,171,010	1,171,304	293

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	110,497	110,497	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	79,839	79,839	—
(3) 未収入金	10,118	10,118	—
(4) 投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	300	308	7
②その他有価証券	215	215	—
資産計	200,971	200,979	7
(1) 高速道路事業営業未払金	90,927	90,927	—
(2) 未払法人税等	8,397	8,397	—
(3) 流動負債その他（未払金）	17,144	17,144	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	1,048,848	1,047,751	△1,096
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	100,974	100,752	△222
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	682	682	—
負債計	1,266,975	1,265,655	△1,319

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資その他の資産（投資有価証券）

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

- (5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	5,342	4,894
	その他有価証券	41	41

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	300	310	9
	(2)社債	49	50	0
	(3)その他	—	—	—
	小計	350	360	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		350	360	10

当中間連結会計期間(平成30年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	300	308	7
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	300	308	7
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		300	308	7

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	158	78	80
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	158	78	80
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	31	38	△6
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	31	38	△6
合計		189	116	73

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	182	78	104
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	182	78	104
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	32	38	△5
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	32	38	△5
合計		215	116	99

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており回復可能性がないと判断し、減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
2. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 41百万円、当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 41百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	308,012	308,012	(注1)
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	252,927	252,927	(注2)
合 計			560,940	560,940	—

- (注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。
2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成30年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	290,120	290,120	(注1)
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	252,927	252,927	(注2)
合 計			543,048	543,048	—

- (注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。
2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(平成30年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注 1）	中間連結財務 諸表計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	369,590	16,509	13,976	400,076	—	400,076
セグメント間の内部売上高又は振替高	12	5	0	17	△17	—
計	369,603	16,514	13,977	400,094	△17	400,076
セグメント利益	16,221	3,178	173	19,572	3	19,576
セグメント資産	1,172,382	176,025	19,714	1,368,122	140,000	1,508,123
セグメント負債	1,023,482	—	775	1,024,257	247,614	1,271,871
その他の項目						
減価償却費	8,645	1,571	157	10,373	—	10,373
持分法適用会社への投資額	4,315	—	935	5,250	—	5,250
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,777	920	263	5,961	2,172	8,133

（注） 1. 当中間連結会計期間より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）の適用により、表示方法の変更を行ったため、前中間連結会計期間のセグメント資産及びセグメント負債については、表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （2）セグメント資産の調整額140,000百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
- （3）セグメント負債の調整額247,614百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,172百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額（注 1）	中間連結財務 諸表計上額 （注2）
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	410,691	16,885	15,261	442,838	—	442,838
セグメント間の内部売上高又 は振替高	12	2	0	14	△14	—
計	410,703	16,887	15,262	442,853	△14	442,838
セグメント利益又は損失（△）	18,157	3,436	△179	21,414	2	21,417
セグメント資産	1,313,061	175,414	20,161	1,508,637	143,145	1,651,783
セグメント負債	1,149,823	—	675	1,150,498	254,631	1,405,129
その他の項目						
減価償却費	8,902	1,569	163	10,635	—	10,635
持分法適用会社への投資額	3,488	—	1,406	4,894	—	4,894
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	4,971	1,016	185	6,174	2,276	8,450

（注） 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- （1）セグメント利益又は損失の調整額2百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - （2）セグメント資産の調整額143,145百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
 - （3）セグメント負債の調整額254,631百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
 - （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,276百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	348,962	20,097	31,017	400,076

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	20,140	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	353,293	56,889	32,656	442,838

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	56,889	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
減損損失	—	—	—	—	254	254

（注）減損損失の全社・消去254百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
減損損失	—	93	—	93	32	126

（注）減損損失の全社・消去32百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	3,672	3,672

当中間連結会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	18	—	—	18	—	18
当中間期末残高	132	—	—	132	—	132

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	3,330	3,330

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	222.40円	112.29円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	28,912	14,597
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	28,912	14,597
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	1,765.61円	1,884.92円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	231,104	246,653
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,574	1,613
(うち非支配株主持分)(百万円)	(1,574)	(1,613)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	229,530	245,040
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第3回豪ドル建て社債（固定債）
発行総額	金3億豪ドル[金23,916百万円]
利率	年2.701パーセント
発行価格	100パーセント
払込期日	平成30年11月9日
償還期日	平成32年11月9日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第75回社債（固定債）
発行総額	金400億円
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円00銭1厘
払込期日	平成30年11月30日
償還期日	平成32年11月30日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 資金の借入

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他 8 金融機関
借入金額	金250億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成30年12月25日
返済期日	平成34年 4 月25日
担保	無担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、借入金に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	139,819	106,206
高速道路事業営業未収入金	76,314	79,843
未収入金	6,803	※5 9,303
たな卸資産	973,267	1,111,502
その他	39,514	48,244
貸倒引当金	△9	△8
流動資産合計	1,235,710	1,355,091
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※2 87,002	※2 83,475
無形固定資産	2,767	2,931
高速道路事業固定資産合計	89,770	86,406
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	110,006	109,629
その他(純額)	33,319	32,958
有形固定資産合計	※2 143,326	※2 142,588
無形固定資産	546	523
関連事業固定資産合計	143,873	143,111
各事業共用固定資産		
有形固定資産	16,932	16,330
無形固定資産	5,392	6,956
各事業共用固定資産合計	22,325	23,286
その他の固定資産		
有形固定資産	313	318
その他の固定資産合計	313	318
投資その他の資産		
投資その他の資産	※1 13,264	※1 13,302
貸倒引当金	△525	△486
投資その他の資産合計	12,738	12,815
固定資産合計	269,021	265,938
繰延資産	1,664	1,609
資産合計	※1 1,506,396	※1 1,622,639

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	139,799	106,218
1年以内返済予定長期借入金	206	590
リース債務	141	125
未払法人税等	—	7,405
引当金	1,288	1,343
その他	73,817	71,706
流動負債合計	215,254	187,389
固定負債		
道路建設関係社債	※1 936,740	※1 1,048,848
道路建設関係長期借入金	83,623	100,384
その他の長期借入金	7	6
リース債務	803	776
退職給付引当金	36,708	37,291
その他の引当金	8,271	8,727
その他	17,666	17,771
固定負債合計	1,083,820	1,213,806
負債合計	1,299,075	1,401,196
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	11,902	14,792
跨道橋耐震対策積立金	3,000	3,000
安全対策・サービス高度化積立金	—	21,008
固定資産圧縮積立金	411	405
別途積立金	27,069	31,160
繰越利益剰余金	28,286	14,425
利益剰余金合計	70,671	84,792
株主資本合計	207,321	221,443
純資産合計	207,321	221,443
負債純資産合計	1,506,396	1,622,639

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	369,530	410,630
営業費用	353,895	393,214
高速道路事業営業利益	15,634	17,416
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	10,760	11,845
休憩所等事業収入	7,134	7,209
不動産賃貸収入	33	33
その他の事業収入	857	628
営業収益合計	18,785	19,716
営業費用		
受託業務費用	10,807	11,953
休憩所等事業費	5,011	4,979
不動産賃貸費用	16	15
その他の事業費用	1,010	1,132
営業費用合計	16,845	18,080
関連事業営業利益	1,940	1,636
全事業営業利益	17,574	19,052
営業外収益	※1 4,447	※1 1,317
営業外費用	※2 20	※2 25
経常利益	22,002	20,345
特別利益	22,409	1
特別損失	394	213
税引前中間純利益	44,017	20,132
法人税、住民税及び事業税	5,610	6,330
法人税等調整額	6,831	△318
法人税等合計	12,441	6,011
中間純利益	31,575	14,121

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の取崩				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金							
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,725	—	426	25,405	8,096	49,653	186,303	186,303
当中間期変動額								
高速道路事業積立金の取崩	△3,822				3,822	—	—	—
跨道橋耐震対策積立金の積立		3,000			△3,000	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△6		6	—	—	—
別途積立金の積立				1,664	△1,664	—	—	—
中間純利益					31,575	31,575	31,575	31,575
当中間期変動額合計	△3,822	3,000	△6	1,664	30,740	31,575	31,575	31,575
当中間期末残高	11,902	3,000	419	27,069	38,837	81,229	217,879	217,879

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
高速道路事業積立金の積立				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金								
	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,902	3,000	—	411	27,069	28,286	70,671	207,321	207,321
当中間期変動額									
高速道路事業積立金の積立	2,889					△2,889	—	—	—
安全対策・サービス高度化積立金の積立			21,008			△21,008	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△6		6	—	—	—
別途積立金の積立					4,091	△4,091	—	—	—
中間純利益						14,121	14,121	14,121	14,121
当中間期変動額合計	2,889	—	21,008	△6	4,091	△13,861	14,121	14,121	14,121
当中間期末残高	14,792	3,000	21,008	405	31,160	14,425	84,792	221,443	221,443

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,343百万円は、「投資その他の資産」の「投資その他の資産」へ組替えを行い、そのうち262百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」と相殺して表示しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
道路建設関係社債	936,740百万円 (額面額 936,740百万円)	1,048,848百万円 (額面額 1,048,848百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債に係る債務	1,141,071百万円	942,965百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
投資その他の資産	156百万円	156百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
機構	511,000百万円	511,000百万円
西日本高速道路㈱	9百万円	9百万円
計	511,009百万円	511,009百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
機構	1,178,171百万円	980,065百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が54,413百万円（額面額）（前事業年度 道路建設関係社債223,551百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金35,323百万円）減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
貸出コミットメントの総額	24,500百万円	25,000百万円
貸出実行残高	54百万円	65百万円
差引額	24,445百万円	24,934百万円

※5 消費税等の取扱い

前事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
受取利息	0百万円	0百万円
受取配当金	4,007百万円	1,055百万円
土地物件貸付料	113百万円	105百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
支払利息	17百万円	22百万円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	8,077百万円	8,317百万円
無形固定資産	1,280百万円	1,233百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式2,591百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成30年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式2,631百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第3回豪ドル建て社債（固定債）
発行総額	金3億豪ドル[金23,916百万円]
利率	年2.701パーセント
発行価格	100パーセント
払込期日	平成30年11月9日
償還期日	平成32年11月9日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第75回社債（固定債）
発行総額	金400億円
利率	年0.001パーセント
発行価格	額面100円につき金100円00銭1厘
払込期日	平成30年11月30日
償還期日	平成32年11月30日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 資金の借入

当社は、以下の条件で借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先	株式会社みずほ銀行他 8 金融機関
借入金額	金250億円
返済条件	期限一括返済
借入実行日	平成30年12月25日
返済期日	平成34年 4 月25日
担保	無担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の借入金に、以下の特約が付されております。

機構法の規定により、借入金に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第13期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
平成30年6月27日東海財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成30年9月7日東海財務局長に提出
事業年度（第13期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書です。
- (3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成30年10月26日東海財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成30年11月22日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債(以下「各社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとしします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成30年12月25日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年11月13日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年2月16日	47,756 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年4月25日	65,622 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	7,872 (1億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	71,344 (6.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	9,800	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第65回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年7月14日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年9月14日	62,220 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第66回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年9月28日	34,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第67回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年11月30日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第9回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年3月3日	62,238 (5.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第68回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年3月3日	18,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第69回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年5月31日	99,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年8月4日	56,068 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第11回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年11月2日	90,008 (8億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第70回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成29年11月15日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回香港ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年2月9日	14,200 (10億香港ドル)	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年2月15日	49,198 (4.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第71回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年2月23日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年5月11日	16,522 (2億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第72回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年5月30日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第73回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年7月31日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第74回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年9月27日	70,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第3回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年11月9日	23,916 (3億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第75回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年11月30日	40,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成30年9月30日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成30年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は、中期目標の期間の末日まで(現任の理事長の任期は平成34年3月31日まで)、理事の任期は2年、監事の任期は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下、「通則法」といいます。)第21条第2項の規定に基づく任期です。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成30年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,637,664
政府出資金	4,101,908
地方公共団体出資金	1,535,756
II 資本剰余金	841,603
資本剰余金	228
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△54
損益外減価償却累計額	△7,441
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	5,769,409
純資産合計	12,248,677

機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月25日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月25日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。